交渉（全労働岐阜支部）議事概要

　岐阜労働局長（当局）は、平成２７年１１月１３日（金）、全労働岐阜支部執行委員長（全労働岐阜支部）と交渉を行った。この交渉の概要は下記のとおりである。

記

「全労働岐阜支部」

　１　労働行政体制の拡充について

　　　行政運営に必要な定員を十全に確保すること。

　２　賃金改善について

　　　公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善すること。

　　　高齢層職員の賃金水準抑制を行わないこと。

３　労働法制の見直しについて

　　労働分野の規制緩和について、労働者・国民の権利保障を一切後退させ　ないこと。

４　地方分権改革・民間開放について

　　労働者保護の後退につながる地方移管・民間開放は絶対に行わないこと。

　　求人情報のオンライン提供について、不断に検証を行い、必要な見直し　を図ること。

　５　非常勤職員の労働条件改善等について

　　　非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇を図る法制度を整備すること。

職務内容、職務経験等に応じた賃金の引き上げを行うとともに、定員数の確保を十全に行うこと。

「当局」

１　労働行政体制の拡充について

労働行政のすべての分野において、複雑困難な問題が増加する等行政需要は増大する一方であり、国民の期待に応えるべく労働行政の展開を図るためには、組織体制の確保が不可欠である。しかしながら、現状では行政運営に必要な体制の確保が極めて厳しく、必要な定員数の確保に向け、本省に働きかけていく。

２　賃金改善について

職員の賃金については、公務の特殊性や職員の生活実態等を十分に考慮し、職員が安心して職務に精励できる水準であることが重要であると認識しており、本省等に対して働きかけていく。

　３　労働法制の見直しについて

　　労働法制の見直しは、労働条件その他労働者の働く環境の整備や職業の　確保をはかり、もって労働者を保護することが労働行政の任務であることを前提になされるべきであり、本省に働きかけていく。

４　地方分権改革・民間開放について

　　　労働行政は、労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用均等の４行政が相互に連携しつつ、全国斉一的な水準で労働者の権利保障について国の責任として業務を担っていくべきであると認識している。

求人情報のオンライン提供について、必要な検証、検討を行っていく。

５　非常勤職員の労働条件改善等について

行政運営に当たっては、相談員等非常勤職員による業務対応が不可欠であり、必要な定員数の確保と労働条件の改善について本省に働きかけていく。

以上